

教育本部関係 公認資格の維持、停止、有効化、喪失、再取得について 【スキー指導者・検定員、スノーボード指導者、クロスカントリー指導者・検定員、スキーパトロール】

(公財)全日本スキー連盟の規約・規程により、(一財)東京都スキー連盟教育本部でもこれに準じて以下(抜粋)のように扱うことになっておりますのでご注意ください。

【資格の維持(参加義務)、停止】

公認スキー指導者、公認スノーボード指導者

- ・指導者研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、指導者研修会を2年続けて未修了の場合。

公認スキー検定員

- ・検定員クリニックに資格の有効期間内(2年)に1回以上参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けてクリニックに参加しなかったとき。

公認クロスカントリースキー指導者

- ・クロスカントリー指導者研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けて研修会に参加しなかったとき。

公認クロスカントリースキー検定員

- ・検定員クリニックに資格の有効期間内(2年)に1回参加し修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けてクリニックに参加しなかったとき。

公認スキーパトロール

- ・スキーパトロール研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、スキーパトロール研修会を2年続けて未修了の場合。

【資格の維持(参加義務)、停止】

所定の研修会又はクリニックの修了をもって資格の停止を解除できる。ただし資格の有効は、修了の翌年度から始まる。

【資格の喪失】

以下に該当する場合、SAJ理事会の決定により資格を喪失する。

- ・SAJ会員の資格を喪失したとき。
- ・体面を汚すような行為があったとき。
- ・資格の年次登録料を納期までに納入しないとき。
- ・スキー検定員の場合は、公認スキー指導員・準指導員の資格を喪失したとき。

【資格の再取得】

過去に資格(指導員、準指導員)を有していたが、手続き等で資格を喪失(SAJの会員証に資格の印の無い方)してしまった方で、再取得(準指導員)を希望される方は、スキー指導者養成講習会を受講し、審査を受けていただくことにより再取得を可能といたします。

《申込手続方法》

様式 教一10

期間 **2018年 9月11日(火)～ 9月29日(土)**

場所 (一財)東京都スキー連盟 事務局

審査料 ¥5,000-(申し込み後の審査料の返却はいたしません)

※別途、養成講習会の申し込みと参加料35,000円が必要です。

【審査資格】

- (1)都連加盟団体会員として2019年度SAJ、SAT会員登録見込者。(2018年10月末日までに登録完了が必要です)
- (2)指導員合格証(または準指導員合格証)または、指導員証(または準指導員証)で過去の資格を証明出来るもの。
- (3)2019年度指導者養成講習会全課程受講見込者(全過程終了にて資格成立)。